

一般社団法人ジャパンアイブロウライセンス協会

公認アイブロウデザイナー規約

第1条 総則

一般社団法人ジャパンアイブロウライセンス協会（以下、「協会」という）は、アイブロウに関する知識・技術の普及とアイブロウ技術者の技能の向上を図る為、協会が定めた理念に基づき、公認アイブロウデザイナー制度を設け諸々の基準について本規約を定める

1. 目的

本規約は、協会が「公認アイブロウデザイナー」制度を設け、アイブロウデザイン技術の健全な普及と信頼性向上を図ることを目的とする。

本制度により認定されたアイブロウデザイナーは、各サービスを通じてアイブロウデザインを提供するトップレベルのプロフェッショナルとして位置づけられ、消費者が信頼して選択できる人材として技術向上に寄与する

2. 定義

- (1) 協会の会員であること（賛助会員を除く）
- (2) 「公認アイブロウデザイナー」とは、本協会が定める基準を満たし、認定を受けたアイブロウデザイナーのことをいう
- (3) 協会の理念・方向性に基づき教育者としての向上心のある行動ができる
- (4) 協会の公認アイブロウデザイナーとして高い志を持ち、トップレベルのアイブロウデザイン技術の普及と発展に貢献できる
- (5) 協会イベントへの積極的な参加により、協会の活動を支えるとともに、アイブロウ技術者の育成に努めることができる

第2条 公認アイブロウデザイナーの申請基準

公認アイブロウデザイナー申請をする者は、次の要件をすべて満たしていなければならない

- 1, 協会の指定カリキュラムを修了していること
- 2, アイブロウデザイン1級ライセンスの取得者
- 3, 協会の会員（賛助会員を除く）であること
- 4, 公認アイブロウデザイナー申請書が協会にて受理され、当協会が定めた基準を満たしていること

第3条 認定料

公認アイブロウデザイナーは、協会が定める認定料を納入しなければならない認定料の額は、協会が別に定める「会費・認定料規程」に基づくものとする

第4条 登録の更新および変更

1. 3年毎に当協会が定める更新試験を受けること
2. 更新試験が不合格だった場合、当協会が定める公認アイブロウデザイナー研修を受けること
3. 登録内容に変更が生じた場合は速やかに協会に届け出ること

第5条 登録の取消および資格の喪失

次の各号のいずれかに該当する場合、認定登録は取り消されることがある

- (1) 申請基準を満たさなくなり、是正期間内に改善が見込まれないとき
- (2) 協会の名誉または信頼を著しく損なう行為があったとき
- (3) 法令違反があり、協会の是正勧告にも応じないとき
- (4) その他、社員総会が認定取り消しを妥当と判断したとき

第6条 会員特典

認定を受けた公認アイブロウデザイナーは、以下の特典を享受する

1. 認定デジタルバッジおよび認定証の交付
2. 本協会主催セミナーの割引参加権
3. 本協会公式ホームページへの情報掲載
4. 表彰式典での表彰
5. JEBLA ロゴや関連画像の無償提供
6. 広報インタビューへの参加権

第7条 公認アイブロウデザイナーの役割と責務

1. 公認アイブロウデザイナーは、本協会の理念と活動趣旨に賛同し、アイブロウデザイン技術の健全な普及と業界全体の発展に協力するよう努めること
2. 店舗内外において公認アイブロウデザイナーであることを明示し、認知向上に貢献すること

3. 認定ロゴや名称の使用にあたっては、協会の定めるガイドラインに従うこと
4. SNS やホームページ、印刷物等において、JEBLA の理念や活動内容の広報協力を積極的に行うこと
5. その他、協会からの要請があった場合には、可能な範囲で連携と協力を行うよう努めること
6. 安心して信頼性の高いアイブロウデザイン技術を常に提供するよう努めること
7. トラブル発生時には、デザイナーの責任で迅速かつ適切な対応を行うこと
8. 協会からの助言や是正勧告には誠実に対応すること

第8条 登録の取り消しおよび移転について

1. 登録の取消しを希望する場合、登録取消予定日の1ヶ月前までに「登録取消届」を提出すること。以下の事項を記載するものとする
 - (1) 登録者名
 - (2) 該当サロン名および所在地
 - (3) 登録取消予定日
 - (4) 登録取消の理由
2. 登録されたサロンが移転する場合は、「移転届」を提出すること
 - (1) 開設者名
 - (2) 該当サロン名および所在地
 - (3) 移転予定日

第9条 個人情報の利用

1. 個人情報は機構の運営上必要とする第三者（印刷・配送・製作等の事業者）に提供することがある。また、講師の紹介及び入退会の告知を兼ね、協会ホームページ等に氏名等を掲載することがある

第10条 附則

1. 本規約の内容は、必要に応じて社員総会の議決を経て改訂される
2. 本規約に定めのない事項は、社員総会の判断に基づき取り扱う
3. 本規約は予告なく追加・変更することがある

本規程は2025年6月1日より施行する